破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５１３号
岐阜県各務原市川島松倉町1143番地５
債務者　臼井　和子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２１号
徳島県阿南市那賀川町豊香野72番地
債務者　川田　雅彦
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第２２号
徳島県阿南市那賀川町豊香野72番地
債務者　川田　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第３６号
徳島県阿南市楠根町津越71番地
債務者　奥田　六郎
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第３７号
徳島県阿南市楠根町津越71番地
債務者　奥田　百合
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第４３号
徳島県阿南市那賀川町手島はり１番地１　Ｒｉｌａ奏Ａ－１
債務者　土肥　昭次
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第４４号
徳島県阿南市那賀川町手島はり１番地１　Ｒｉｌａ奏Ａ－１
債務者　土肥　幸恵
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第４８号
徳島県阿南市宝田町出口129番地１
債務者　吉岡　早苗
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第２５号
徳島県美馬市美馬町字南東原52番地８
債務者　藤原　芳夫
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第２６号
徳島県美馬市美馬町字南東原52番地８
債務者　藤原　君子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第２７号
徳島県美馬市穴吹町口山字中野243番地１
債務者　富永　章夫（旧姓正木）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第３４１号
長崎県長崎市錦１丁目１番16号
債務者　岡部　和子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
大分市坂ノ市南１丁目６番３号
債務者　三好　玉恵
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３２６号
沖縄県浦添市屋富祖１丁目４番１－202号　メゾンいしき
債務者　中山栄里子（旧姓宮国）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３２９号
沖縄県豊見城市字高嶺446番地52　豊見城団地市改良住宅Ｃ－712号
債務者　大嶺　　学
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２１６１号
名古屋市中川区吉津４丁目2511番地　シティマンション愛103号
債務者　瀬﨑謙太郎
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部